

習志野市いじめ防止基本方針 について

習志野市いじめ防止基本方針



平成27年11月

習志野市・習志野市教育委員会

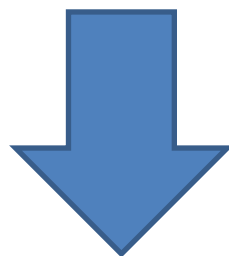
～全ての児童生徒が安心して
学校生活を送るために～

- I 本市のいじめの現状
- II 習志野市いじめ防止基本方針
- III いじめ防止の取り組み
- IV いじめ対策組織

習志野市教育委員会
学校教育部 指導課

国 : いじめ防止対策推進法

平成25年制定



「学校いじめ防止基本方針」 義務化

いじめアンケート(毎学期1回) 平成24年2学期より

平成28年度 1学期いじめアンケート(中学生)

みなさんは、学校のだれがから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりしたことがありますか？

いじわるやイヤなことをされたり、何回もされたりすると、そうされた人はどうしたらよいかわからなくなって、とても苦しくつらい思いをします。

これからみなさんに質問することは、そうしたいじわるやイヤなことを、無理やりされたときのことについてです。

中学校では、いじめをなくし、一人ひとりの生徒が楽しく生活できる学校を目指しています。そこで、生徒のみなさんが安心して楽しく生活できるようにするために、アンケートによる実態調査を行い、資料にしたいと思えます。真剣に、正確に答えてください。

【いじめの定義】

市教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからがけ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、意図的ふりして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、奪われたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

年 組〔 男 ・ 女 〕氏名 _____

☆以下の質問を読んで、あてはまる記号に○をつけてください。☆

① あなたは、3月から今日までに いじめられたことはありますか。☆

ア ある イ ない ウ わからない

② ①で「ア」と答えた人に質問します。いつ頃からいじめられていますか。☆

※「イ」と答えた人は④に進んでください。☆

- ア 3月…
 イ 春休み…
 ウ 始業式から…
 エ 最近…

③ ①で「ウ」と答えた人に質問します。なぜ「わからない」を選びましたか？☆

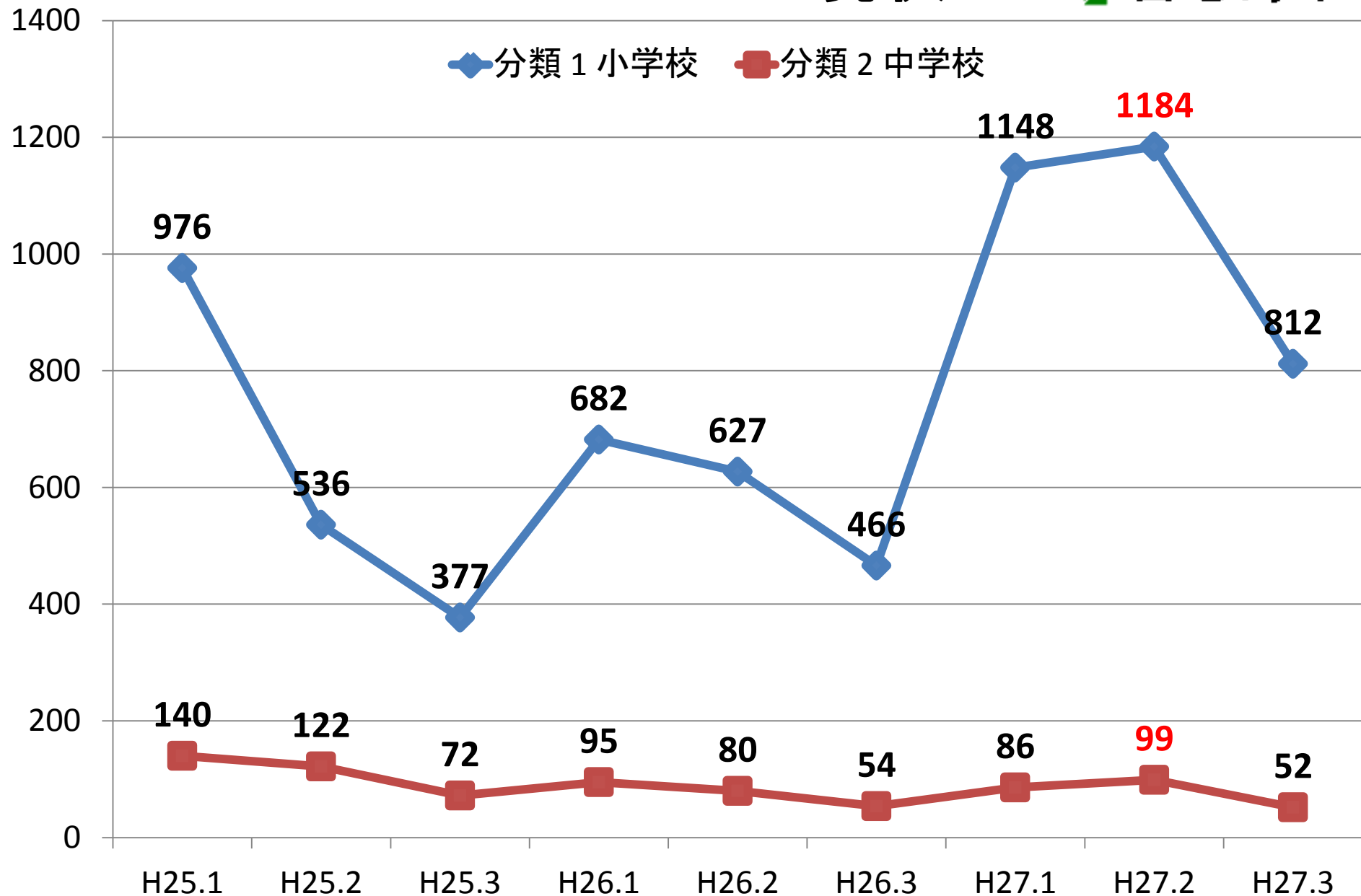
④ 誰からいじめを受けましたか。〔複数回答可〕☆

- ア 同じクラスの生徒…
 イ 同じ学年の生徒…
 ウ 上級生…
 エ 下級生…
 オ 部活動…
 カ 習い事、塾が一緒の人…
 キ その他の人 ※具体的に書いてください。〔 _____ 〕☆

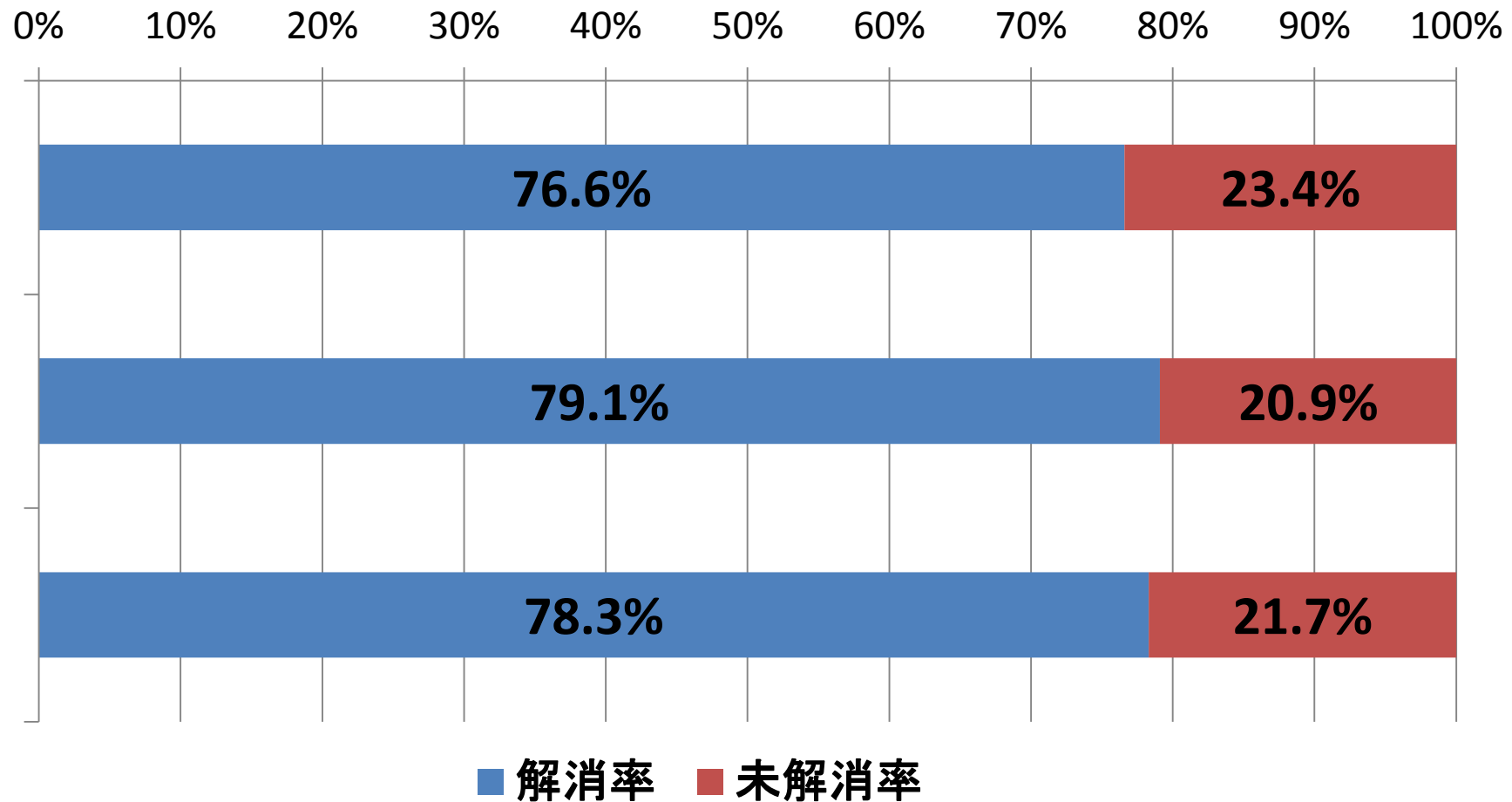
⑤ どんないじめを受けましたか。〔複数回答可〕☆

- ア からかわれたり、悪口を言われたり、おどされたり、イヤなことを言われる…
 イ 物をかくされたり、汚されたり、こわされたり、辱めをさせられたりする…
 ウ 仲間はずれや無視されたり、さげられたり、バイキン扱いされたりする…
 エ たたく、ける、なぐるなどの暴力や、わざとぶつかられたりする…
 オ お金を要求されたり、とられたりする…
 カ 物をとられたりする…
 キ 恥ずかしいことやイヤなこと、やりたくない用事などを無理にさせられる…
 ク 携帯電話でイヤなことを言われたり、メールでイヤなことを書かれる…
 ケ インターネット掲示板に嫌なことを書かれる…
 コ ラインなどでイヤなことを書かれたり、仲間はずれにされたりする…
 サ その他 ※具体的に書いてください。☆

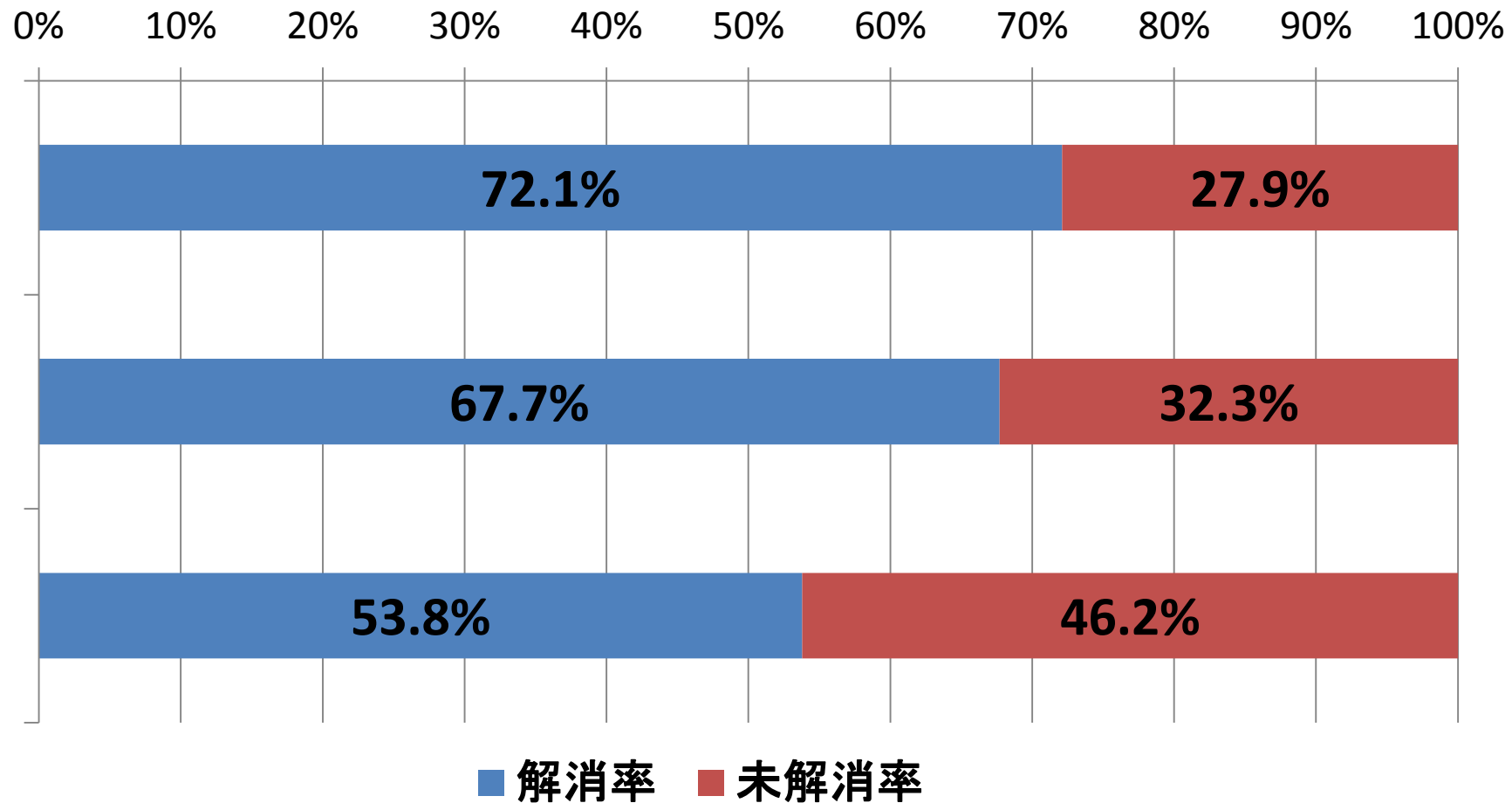
I いじめの現状



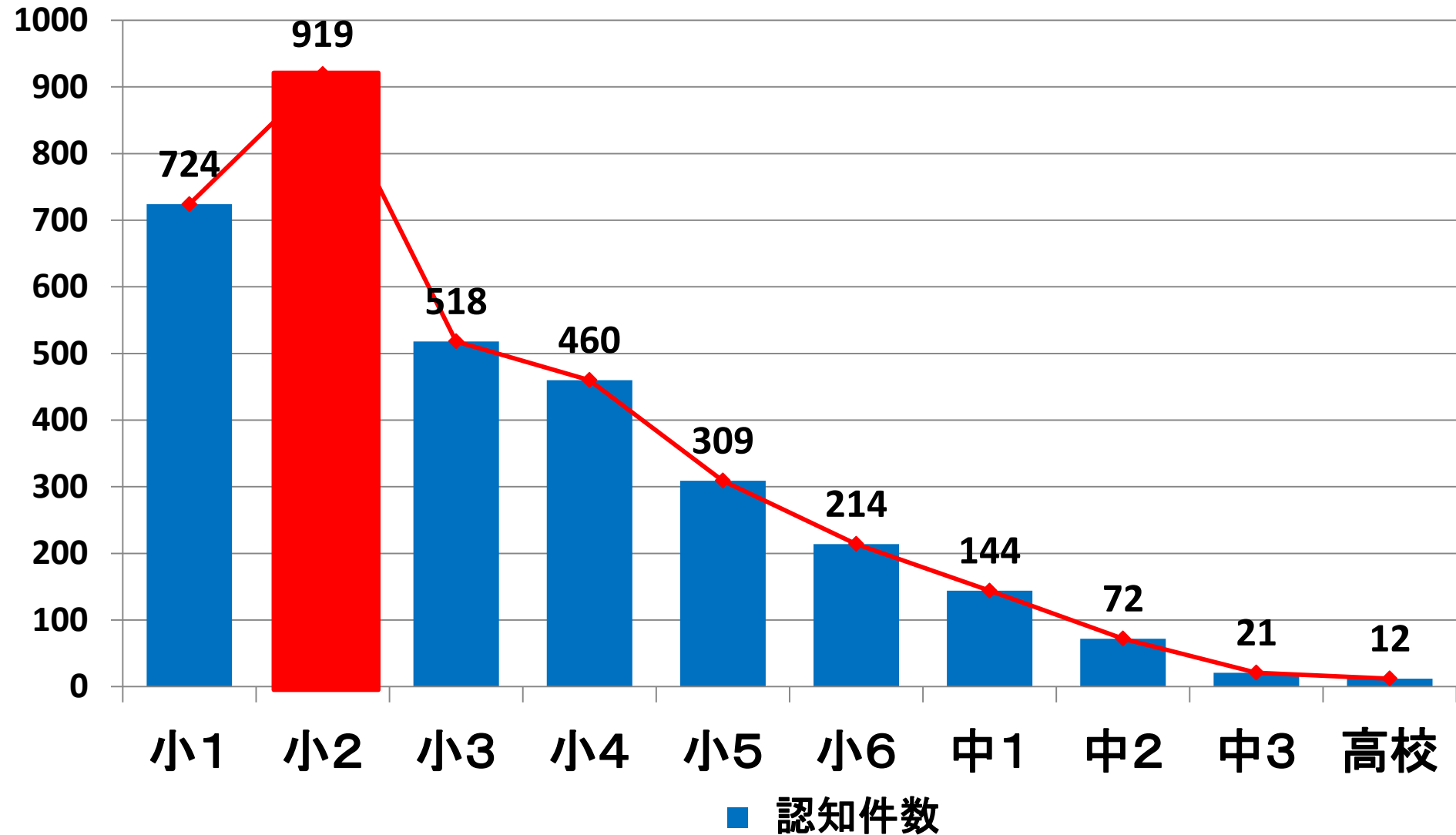
いじめの解消率【小学校】



いじめの解消率【中学校】

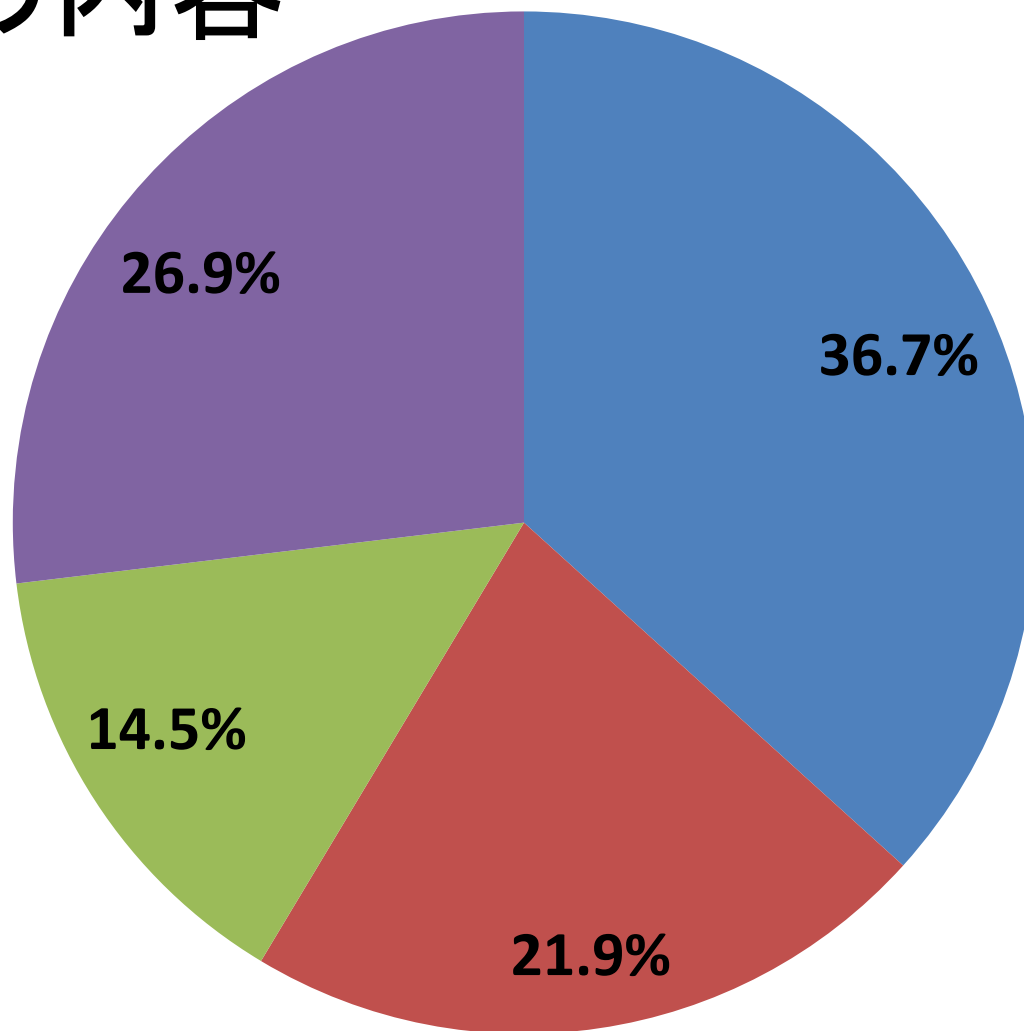


学年別いじめ認知件数



いじめの内容

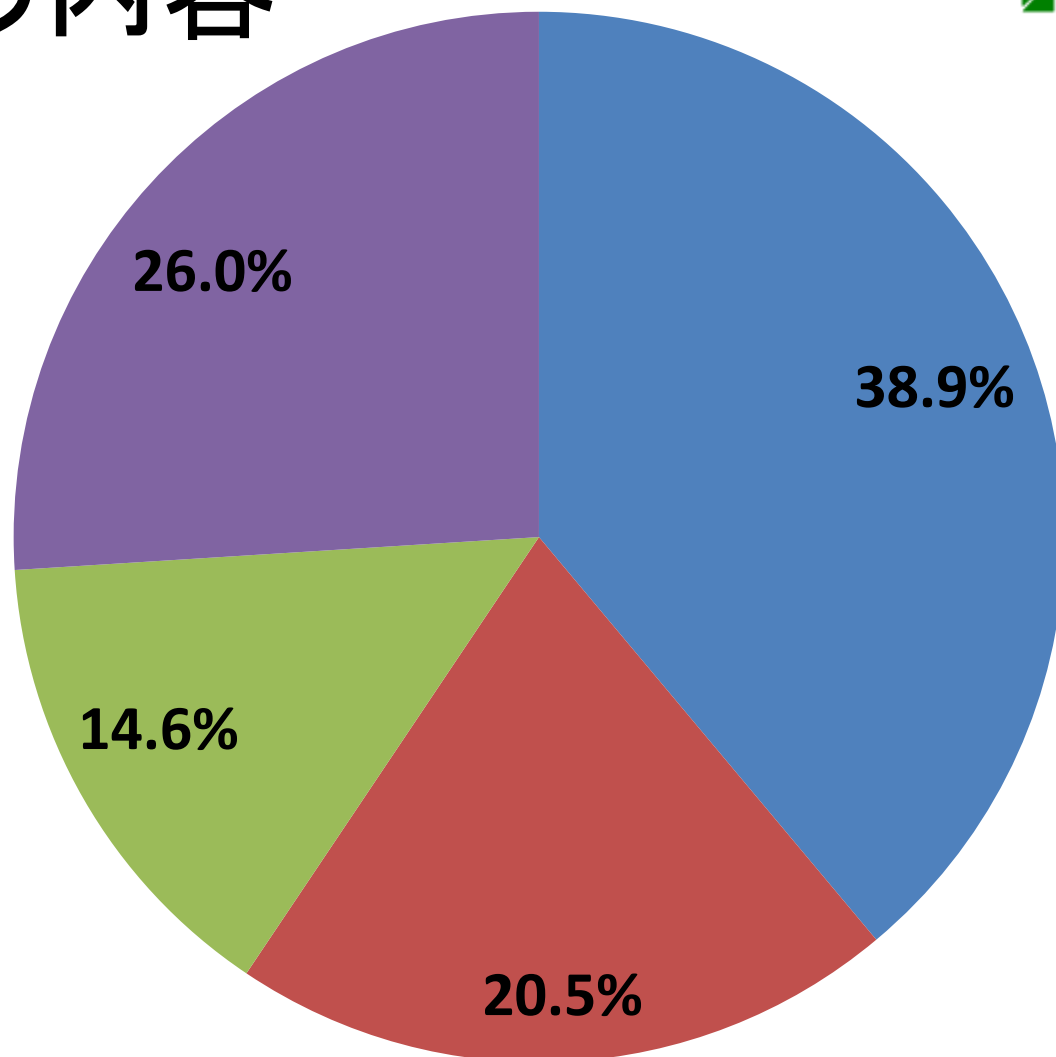
小学校



- からかわれたり、悪口を言われたり、おどされたり、イヤなことを言われたりする。
- たたく、ける、なぐるなどの暴力を受けたり、わざとぶつかられたりする。
- 仲間はずれにされたり、無視されたり、さけられたり、バイキン扱いされたりする。
- その他

いじめの内容

中学校



- からかわれたり、悪口を言われたり、おどされたり、イヤなことを言われたりする。
- 仲間はずれにされたり、無視されたり、さけられたり、バイキン扱いされたりする。
- たたく、ける、なぐるなどの暴力を受けたり、わざとぶつかられたりする。
- その他

Ⅱ 習志野市いじめ防止基本方針

習志野市いじめ防止基本方針



平成27年11月

習志野市・習志野市教育委員会

市全体で
いじめ防止に取り組む姿勢

市民に公表

Ⅲ いじめ防止の取り組み

教育委員会

- いじめ対策組織の条例化
- 毎学期いじめアンケートの依頼
(6月、11月、2月)
- アンケート実施後の集計、対策等
- 生徒指導担当者会議(中学校 毎月1回)
- 小中生徒指導会議(年4回)
- 学期末指導主事学校訪問 等

Ⅲ いじめ防止の取り組み

学 校

- 毎学期いじめアンケート実施
(6月、11月、2月)
- 教育相談の充実(週間、随時)
- いじめ対策委員会での
情報共有・具体的な方策立案
- 学校いじめ防止基本方針の見直し 等

Ⅲ いじめ防止の取り組みの様子

小学校

あいさつ運動



Ⅲ いじめ防止の取り組みの様子

中学校

生徒会による 「いじめ撲滅プレゼンテーション」



Ⅲ いじめ防止の取り組みの様子

中学校

イエローリボン活動



Ⅲ いじめ防止の取り組みの様子

中学校

いじめゼロ宣言



「学校教育だより」での紹介

◆夢を支える基礎づくり

～生徒の自治活動で 「いじめ撲滅!」～

「生徒たちによる・生徒たち自身の活動」自らが問題意識を持ち、自分たちの学校生活をより良いものにしていく取組です。2か月に1回、学校での「いじめ防止対策」を特集していきます。

第二中学校 生徒会長 加藤 健さん

二中では、「いじめ撲滅運動」として、主に次のような活動を全校で実施しています。一つ目は、生徒会本部役員が集会などでいじめの具体的な例を示し、いじめの辛さやひどさを全校に知らせることです。昨年度はSNSによるいじめや具体的な体験談などを紹介しました。



「プレゼンテーション」の様子

二つ目は、イエローリボンの運動(いのちを大切にするキャンペーン)。生徒が自発的に自らの手でいじめをなくそうと、全校生徒が名札にいじめをしない証としてイエローリボンをつけています。

これからも活動を継続し、二中からいじめをなくしたいと考えています。

第五中学校 生徒会長 杉山 大智さん

本校では昨年度、NHKの「いじめをハックアウト」で企画されている『行動宣言』を全校で行いました。いじめをなくすために、自分はどんなことができるかを考えてもらいました。

今年度は、「自分の行動で人はどう思うのか」「何を感じるのか」を考え、共有していこうと考えています。

周りの人の意見を聞くことで、人それぞれの異なった考えに気づき、個性を認めることができるようになることをねらいとしています。



「行動宣言」の掲示の様子

IV いじめ対策組織

習志野市いじめ問題対策連絡協議会、
いじめ問題対策委員会及び
いじめ問題再調査委員会設置条例

平成27年12月制定

IV いじめ対策組織

＜習志野市いじめ問題対策連絡協議会＞

市に設置

＜習志野市いじめ
問題対策委員会＞

**教育委員会に
設置**

＜習志野市いじめ問題
再調査委員会＞

市長が設置

＜習志野市いじめ問題対策連絡協議会＞
・いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る
（任期2年 年3回程度開催）

委員：

学識経験のある者 関係行政機関の職員など

（25名以内）

[同条例第1条～第7条]

—教育委員会附属機関—
＜習志野市いじめ問題対策委員会＞

- ・各学校のいじめ防止等の取り組みへの対応
- ・いじめの重大事態発生時の対応
(任期2年 重大事態発生時にも招聘)

委員 学識経験のある者
教育委員会が必要と認める者
(5名以内)

[同条例第8条～第17条]

＜習志野市いじめ問題対策連絡協議会＞

・いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る（任期2年 年3回程度開催）

委員：
学識経験のある者 関係行政機関の職員など
（25名以内）

[同条例第1条～第7条]

設置条例制定

習志野市いじめ問題対策連絡協議会 ↓ との円滑な連携の下に

—教育委員会附属機関—

＜習志野市いじめ問題対策委員会＞

・各学校のいじめ防止等の取り組みへの対応
・いじめの重大事態発生時の対応
（任期2年 重大事態発生時にも招聘）

委員： 学識経験のある者
教育委員会が必要と認める者
（5名以内）

[同条例第8条～
第17条]

設置条例制定

【学校】
いじめの重大事態

＜習志野市いじめ問題対策連絡協議会＞

・いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る（任期2年 年3回程度開催）

委員：
学識経験のある者 関係行政機関の職員など
（25名以内）

[同条例第1条～第7条]

設置条例制定

習志野市いじめ問題対策連絡協議会 ↓ との円滑な連携の下に

—教育委員会附属機関—

＜習志野市いじめ問題対策委員会＞

- ・各学校のいじめ防止等の取り組みへの対応
- ・いじめの重大事態発生時の対応
（任期2年 重大事態発生時にも招聘）

委員：学識経験のある者
教育委員会が必要と認める者
（5名以内）

[同条例第8条～

第17条]

設置条例制定

発生
の
報告

市長

—市長の付属機関—
＜習志野市いじめ問題再調査委員会＞

- ・いじめ重大事態の調査結果についての再調査を行い、市長に答申

委員 学識経験のある者
市長が必要と認める者

[同条例第18条～第21条]

＜習志野市いじめ問題対策連絡協議会＞

・いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る（任期2年 年3回程度開催）

委員：
学識経験のある者 関係行政機関の職員など
（25名以内）

[同条例第1条～第7条]

設置条例制定

習志野市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に

—教育委員会附属機関—

＜習志野市いじめ問題対策委員会＞

- ・各学校のいじめ防止等の取り組みへの対応
- ・いじめの重大事態発生時の対応
（任期2年 重大事態発生時にも招聘）

委員：学識経験のある者
教育委員会が必要と認める者
（5名以内）

[同条例第8条～
第17条]

設置条例制定

発生
の
報告

市長

調査の実施

＜習志野市いじめ問題 再調査委員会＞

- ・いじめ重大事態の調査結果についての
再調査を行い、市長に答申

設置条例制定

[同条例第18条～第21条]

報告

市議会